

協議書

【協議事項】

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）について

【概要】

1. 経緯

地域公共交通確保維持改善事業のフィーダー系統補助を活用するため、昨年度に引き続き、計画を策定することとします。

昨年度、協議頂きました令和3年度計画におけるフィーダー系統は、「神戸駅南口～三田駅」を結ぶ地域間幹線系統に接続する路線として位置付けられていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、「神戸駅南口～三田駅」路線が地域間幹線系統としての要件を満たすことができなくなったため、令和4年度計画では、「三田駅～市立図書館前～みなぎ台」を結ぶ路線を地域間幹線系統とし、これに接続する路線として昨年度と同じ路線をフィーダー系統に位置づけることとします。

今回、対象としている路線は、北部エリアを運行する路線の中でも、通勤・通学利用が多く、鉄道への接続や学校生活にあわせた路線運行が重視される中においても、公共交通を取り巻く環境は厳しく、人口減少や自家用車依存に起因するバス利用者の減少や運転手不足などにより、十分なサービスレベルを維持した運行継続がますます厳しくなる状況にあります。

住民生活に不可欠な当該路線を網計画に掲げる支線交通として維持し、持続可能な公共交通ネットワークを確立・維持するために国による事業を活用していくこととします。

三田市地域内フィーダー系統確保維持計画の申請について協議をお願いいたします。

（※なお、令和3年4月に改正された「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」において、「地域公共交通活性化再生法」（平成19年法律第59号）に規定する「地域公共交通計画」における地域公共交通確保維持事業に関する内容の記載・認定を補助要件としていますが、経過措置として、令和6年度事業までの間に限り、従前の例によることができると規定されています。）（兵庫陸運部案内より抜粋）

2. 地域間幹線系統

三田駅～市立図書館前～みなぎ台

3. 対象期間

令和3年10月1日から令和4年9月30日まで

4. 運行系統名

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送
予定者（地域内フィーダー系統）

- (1) 三田市民病院～三田駅北口～乙原バレイ
- (2) 三田駅北口～乙原バレイ
- (3) 市役所前～三田駅北口～乙原バレイ
- (4) 三田市民病院～三田駅北口～小柿
- (5) 三田市民病院～福祉保健センター～小柿
- (6) 三田駅北口～小柿
- (7) 市役所前～三田駅北口～小柿